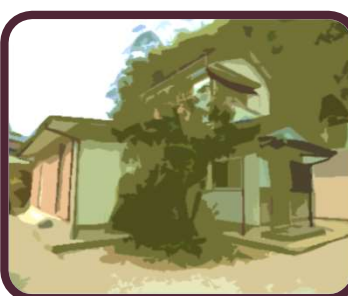
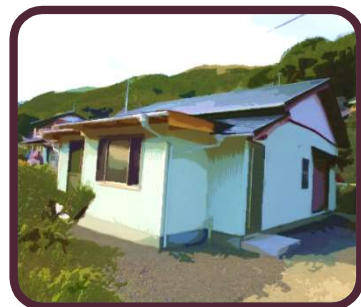
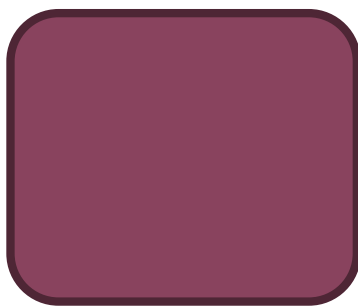
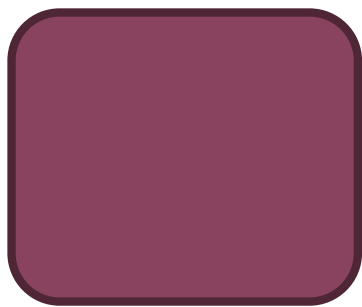


南国市空き家活用住宅事業パンフレット



南国市PRキャラクター シャモ番長

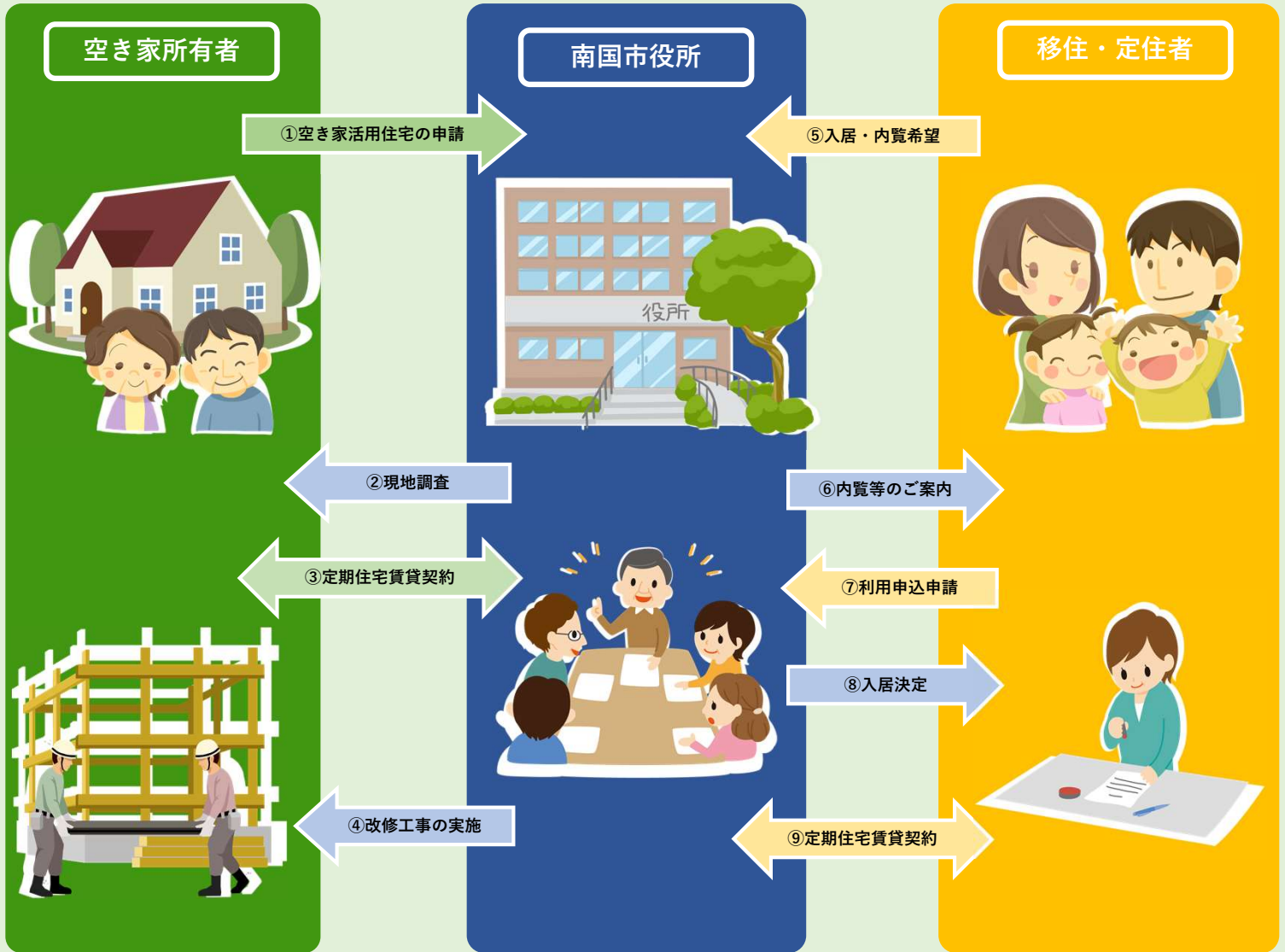


南国市空き家活用住宅事業とは？

南国市内に存する空き家を、その所有者から市が約10年間借り上げて改修し、公的賃貸住宅として移住者や子育て世代等に貸し出します。

また、借上げ期間満了後には所有者に返還いたしますので、家族での活用や第三者への売却・賃貸を行っていただき有効活用していただきます。

南国市空き家活用住宅事業の概要図



■お貸しいただく空き家は、全額南国市の負担で改修します

・家財や草木等の処分は対象外となります。

■移住者等に賃貸している期間の家賃徴収、維持管理等は南国市が行います

・入居者より倉庫、カーポートの設置、住宅の様様替え等の相談があった場合は、市から空き家所有者に可否をお伺いしたうえで許可の判断をいたします。

■所有者との契約期間（10年間）終了後、住宅は所有者にお返しします

Q. 対象となる住宅 はどんな空き家？



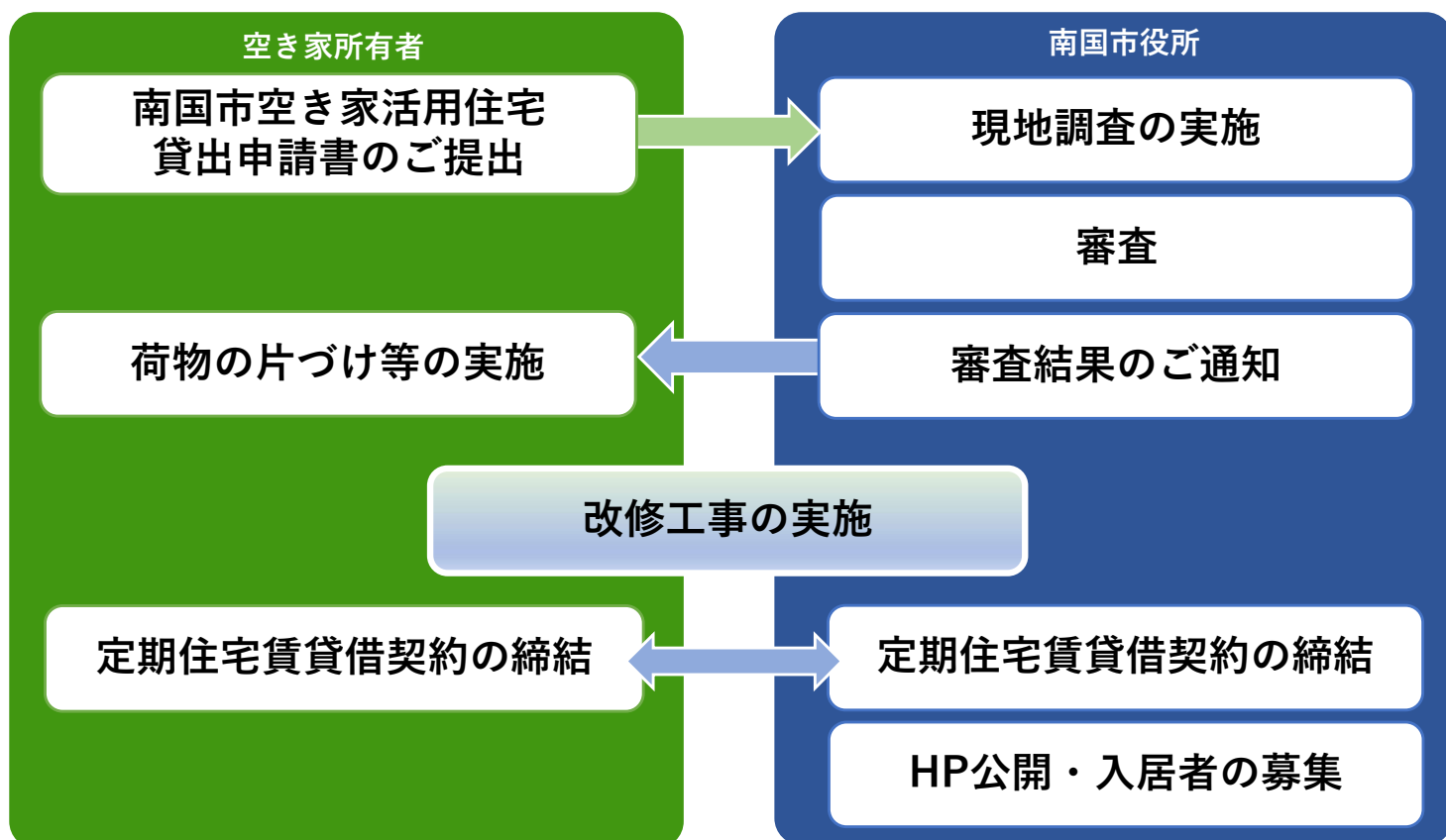
A. 条件は以下のとおりです。

- ・ 空き家が南国市内に存する木造の住宅であること。
- ・ 空き家と宅地の所有者が同一であること。
- ・ 空き家と宅地の所有権保存登記がされていること。
- ・ 空き家と土地が固定資産課税台帳に登録されていること。
- ・ 駐車場を確保できる土地があること（空き家の敷地外でも可）。

※市街化区域・市街化調整区域に存する空き家も対応いたしますが、移住による地域活性化の効果が高く、民業との競合が生じにくい中山間地域に存する空き家を優先的に対応させていただきます。

※申請の際は『南国市空き家活用住宅貸出申請書』に必要事項をご記入の上、添付書類と共にご提出ください。

空き家活用住宅貸出申請のお手続きの流れ



空き家活用住宅：活用事例

before

外観写真

after



内部写真：和室



内部写真：台所



Q. 空き家活用住宅 に入居するには？



A. 内覧を行ったのち、利用申込書を提出していただきます。

市HPより物件情報をご確認の上、『南国市空き家活用住宅内覧申請書』を提出していただき、内覧を行っていただきます（市職員が同行します）。

内覧終了後、入居のご希望があれば『南国市空き家活用住宅利用申込書』を添付書類と共に提出ください。

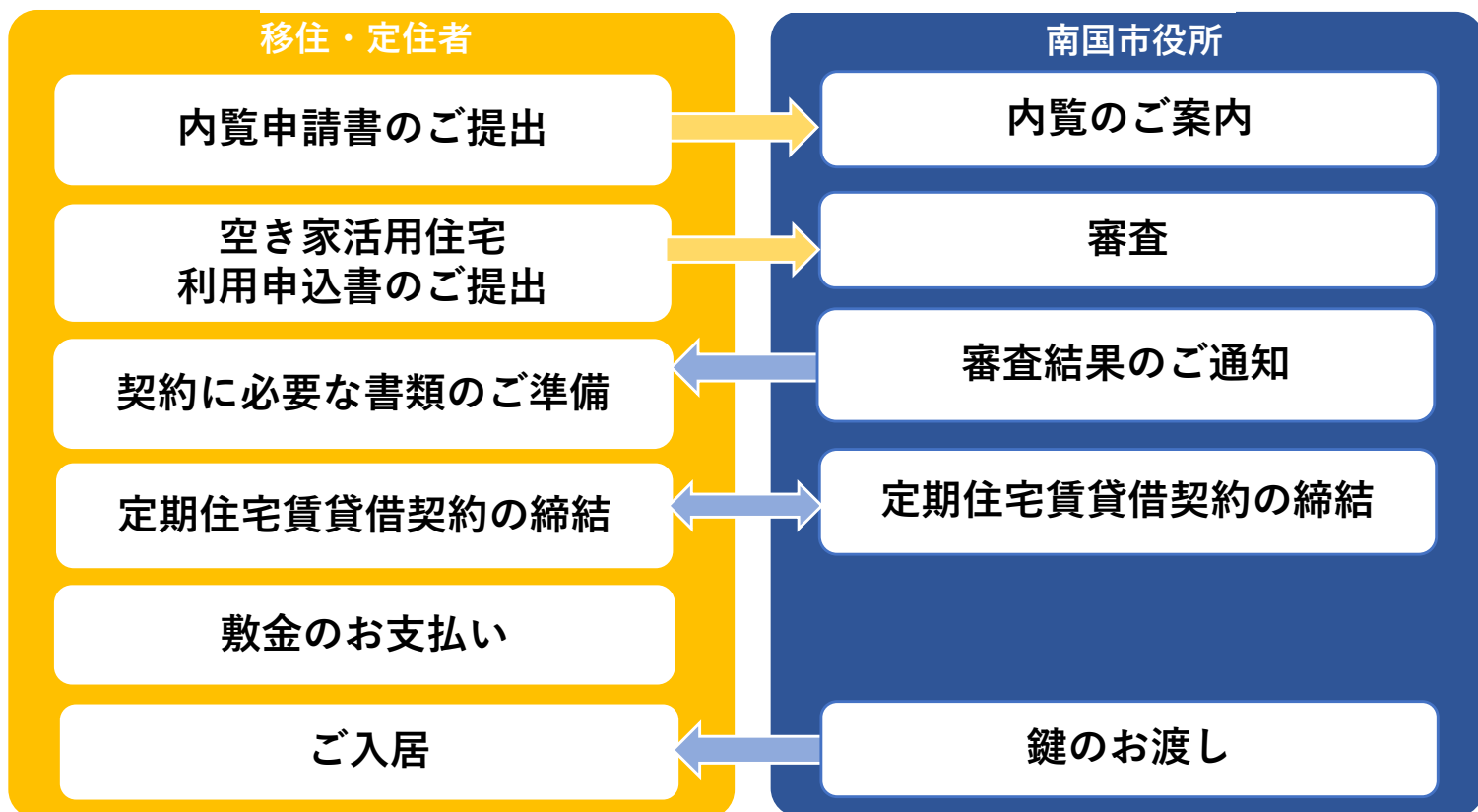
▼利用申込者の条件としては以下のとおりです。

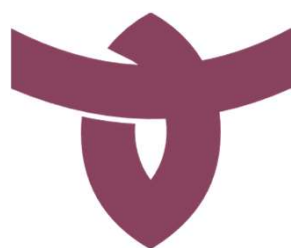
- ・住宅を利用しようとする者及びその同居の親族等であること。
- ・申込時点での住所地の市町村において税金の滞納がないこと。
- ・市外から転入し市に居住しようとする者。
- ・現に市に居住している者で転入後1年以内の者。
- ・市に居住している者であって、中学校修了前の児童と同居している者。

※内覧や利用申込みは期間がございます。注意事項をよくお読みの上ご検討ください。

※利用申込者が複数いる場合は、加点方式にて入居者を決定いたします。

空き家活用住宅利用申請のお手続きの流れ





【お問い合わせ】

〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301 住宅課 住宅係
TEL:088-880-6558
FAX:088-863-1167



南国市PRキャラクター シャモ番長